

## 高知大学における教員の所属等に関する規則

令和8年1月28日  
規則第57号

最終改正 令和8年3月27日規則第126号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第8条第5項に基づき、高知大学（以下「本学」という。）の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の所属等に関し必要な事項を定めるものとする。

(教員の所属)

第2条 教員は、次表に定める組織のいずれかに所属するものとする。

学部等	学科・課程等
人文社会科学部	人文社会科学科
教育学部	学校教育教員養成課程
理工学部	数学物理学科
	情報科学科
	生物科学科
	化学生命理工学科
	地球環境防災学科
医学部	医学科
	看護学科
	附属病院
	附属医学情報センター
	附属先端医療学推進センター
	附属光線医療センター
農林海洋科学部	附属医学教育創造センター
	農林資源科学科
	海洋資源科学科
地域協働学部	地域協働学科
大学院総合人間自然科学研究科	専門職学位課程教職実践高度化専攻
I R ・ 評価機構	

安全・安心機構	
地域・世界つながり推進機構	
保健管理センター	
学び創造センター	
データサイエンスセンター	
教師教育センター	
希望創発センター	
イノベーションセンター	
防災推進センター	
I o P 共創センター	
MED i センター	
学術情報基盤図書館	
海洋コア国際研究所	

2 前項の表に定める組織における講座・コース等の管理単位については、学長が別に定める。

(学部教育等の担当)

第3条 教員は、各学部、大学院等の教育プログラム等を担当し、学部、大学院等から要請のあったカリキュラムに支障が生じないよう適切に対応するものとする。

2 教員は、機構、室、保健管理センター、学内共同利用施設、学術情報基盤図書館及び海洋コア国際研究所（以下「センター等」という。）における業務又は医学部附属病院における診療等を担当し、センター等及び医学部附属病院から要請のあった業務、診療等に支障が生じないよう適切に対応するものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、教員の所属等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日規則第126号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。